

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第1節 交通対策	責任者	所属	秘書企画課					
基本施策	交通対策	総合計画書記載ページ	P132-135		氏名	秋田 伸裕					
施策がめざす 将来の姿	●鉄道やバスの利便性が向上し、だれもが利用しやすい交通環境が整っています。	基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕				<ul style="list-style-type: none"> 鉄道の利便性の向上では、石仏駅のバリアフリー化、東側駅舎及びロータリー整備が完了し、利便性を向上することができた。 バス等の利便性の向上では、令和元年10月からデマンド型乗合タクシー事業に代わり民間のタクシー車両を活用したふれ愛タクシー事業を行い、デマンド型乗合タクシー事業に比べ、予約が取れないなどの声もなく、市民が利用しやすい事業となった。 人にやさしい移動環境の整備では、岩倉北小学校、岩倉東小学校にスロープやトイレのブースを設置し、岩倉南小学校には多目的トイレを設置しました。また、下寺保育園の便器の洋式化や手摺りを設けるなど、安心して利用できる施設整備を図った。 跨線橋の整備による東西交通の円滑化については、岩倉南部跨線橋が平成29年3月に完了したことにより、都市計画道路北島藤島線的全線が開通し、市南部地域における東西交通の円滑化のみならず、都市間ネットワークが構築できた。 					
	●歩行者や自転車のためのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入が進み、だれもが移動しやすいと感じています。										
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠			
	電車・バスなどの公共交通の利便性に満足している市民の割合	%	年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2	・市民意向調査、市民アンケートによる
			H25	79.1	74.3	73.8	79.6	-	78.5	80.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 鉄道の利便性の向上	岩倉駅周辺駐輪場の放置自転車撤去台数	565台(H26)	451台	381台	450台	【指標数値の分析】 ・岩倉駅周辺駐輪場の放置自転車撤去台数については、放置自転車の整理と撤去により、放置自転車の撤去台数の減少に努めることができた。 ・岩倉駅周辺駐輪場の整備台数については、民間施設の廃業等により、129台分減少した。				◎	
	岩倉駅周辺駐輪場の整備台数	2,241台(H26)	2,286台	2,157台	2,300台						
① 名鉄犬山線の輸送サービスの向上及び駅施設の整備促進	輸送サービスの向上及び駅施設の利便性や安全性向上のため、尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じて、駅施設のバリアフリー化や駅舎改良などの実現に向けて関係機関へ要請していきます。					石仏駅について、西側駅舎及び駅構内のバリアフリー化、東側駅舎及びロータリーの整備が完了し、踏切を渡らなくても名古屋方面のホームに入れるなど石仏駅の利便性を向上することができた。駅東側の公衆トイレについては、詳細設計を実施した。			石仏駅東側に改札口を設置したことにより、駅利用者の増加が見込まれるため、既存の名神高速道路高架下駐輪場の追加整備が必要になる。 名神高速道路高架下利用について、中日本高速道路㈱と協議を進める。	名神高速道路高架下利用計画を中日本高速道路㈱と協議・策定し、高架下駐輪場の整備を行う。	◎
② 岩倉駅東駅前周辺の交通の円滑化	岩倉駅前へのアクセス性向上と交通の円滑化を図るため、都市計画道路桜通線及び江南岩倉線の整備を推進します。					都市計画道路桜通線については、平成26年4月に愛知県より都市計画事業としての事業認可を受けて事業に着手し、用地買収率は令和2年度末時点で約56%（1148.28㎡）であり、事業進捗を図ることができた。 都市計画道路江南岩倉線については、愛知県と事業手法等を検討する必要がある。			都市計画道路江南岩倉線については、現時点では事業着手の見通しが立っていない状況である。	両路線とも円滑な事業推進を図るために、関係権利者をはじめ住民の気運を高めるとともに、都市計画道路江南岩倉線については、愛知県と整備手法等を協議する必要がある。	○
③ 駅周辺での駐輪場の確保及び利用促進	岩倉駅周辺の駐輪場の利用が一部施設に偏在していることから、市営駐輪場の有料化などによる適正な利用促進策や、利用状況に応じてオートバイ等を含めた新たな駐輪場の確保を検討します。また、駐輪場における放置自転車の整理と撤去により施設の活用促進を図ります。					既存の駐輪場が効率・効果的に利用されるように、放置自転車の整理と撤去を行った。			駐輪場の利用が一部施設に偏在している。 市営駐輪場の有料化やオートバイ等を含めた新たな駐輪場の確保に向けた検討が必要である。	引き続き、駐輪場の確保に向けた取組を進めていく。	○
(2) バス等の利便性の向上	路線バスの1日の運行本数	162本(H26)	142本	137本	170本	【指標数値の分析】 ・路線バスの1日の運行本数については、減少傾向にある。 ・路線バスの運行本数に対して満足している市民の割合については、アンケート未実施。				○	
	路線バスの運行本数に対して満足している市民の割合	73.4%(H26)	-	-	78.0%						
① 民間路線バスの維持・充実	民間路線バスの維持・充実のため、尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じて、バス路線の拡充・新設などを関係機関へ要請していきます。					尾北地区広域交通網対策連絡協議会を通じて、名鉄バスに対し、九日市場線の延長についての要望を行っている。			路線の延伸について、民間のバス会社単体で取り組むのは難しく、相互に連携して取り組む必要がある	引き続き、名鉄バスと協議を進めながら検討する。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
② 高齢社会に対応した総合交通対策の実現	高齢者や体の不自由な人及び子育て世代等の社会参加を促進するため、デマンド型乗合タクシーの利用促進を図るとともに、高齢社会に対応した交通対策を実現していきます。					令和元年10月からデマンド型乗合タクシー事業に代わり民間のタクシー車両を活用したふれ愛タクシー事業を行っている。デマンド型乗合タクシー事業に比べ、予約が取れないなどの声もなく、市民が利用しやすい事業となっている。		ある程度の期間が経過したときには、利用状況の検証とともに、結果に寄っては改善が必要となる。	引き続き、公共交通の利便性向上をめざし、検討していく。	○
(3) 人しやすい移動環境の整備	子どもや高齢者にとって安全に徒歩や自転車で行けるまちだと思える市民の割合	32.7% (H26)	-	44.2%	32.0%	【指標数値の分析】 ・新たな都市計画道路の整備により、歩行空間のバリアフリー化等の推進が図られたため。			○	
① 歩行空間のバリアフリー化等の推進	だれもが安全・快適に利用できる歩行空間を創出するため、人しやすい街づくり計画等に基づき、歩道部の段差解消や点字ブロックの設置などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進めます。					新たに整備を行っている都市計画道路においては、「岩倉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」等に基づき歩道の整備や計画、設計を行っている。 都市計画道路北島藤島線及び都市計画道路岩倉西春線の一部において、基準による歩道整備が完了している。		新規の都市計画道路以外では、費用的な面もあり歩道の段差の解消や点字ブロックの設置などの事業は進んでいない。	引き続き、新規整備路線については、歩行空間のバリアフリー化を進めていく。	○
② 公共施設のバリアフリー化等の推進	人しやすい街づくり計画等に基づき、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、だれもが安心して利用できる公共施設の整備に努めます。					公共施設の整備にあたっては、「岩倉市人しやすい街づくり計画」とともに平成22年度に作成した人しやすい街づくり 公共施設整備の設計・施工上の技術的基準に基づき整備を行っている。 岩倉北小学校、岩倉東小学校にスロープやトイレのブースを設置し、岩倉南小学校には多目的トイレを設置しました。また、下寺保育園の便器の洋式化や手摺りを設けるなど、安心して利用できる施設整備を図った。		公共施設については、施設管理者において計画的に整備を進める必要がある。	引き続き、公共施設の改修等の際に、バリアフリー化を進めていく。	○
(4) 跨線橋の整備による東西交通の円滑化	都市計画道路北島藤島線整備率	63.3% (H26)	100%	100%	100.0%	【指標数値の分析】 ・都市計画道路北島藤島線整備率については、目標達成。			◎	
① 跨線橋の整備による東西交通の円滑化	市内東西交通のより一層の円滑化をめざし、市南部を東西に横断する都市計画道路北島藤島線の道路高架整備を推進します。					跨線橋の完成により都市計画道路北島藤島線の全線が開通し、本市南部地域における東西交通の円滑化のみならず、都市間ネットワークが構築できている。		なし。	事業完了。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち				節	第2節 道路				責任者	所属	都市整備課	
基本施策	道路				総合計画書記載ページ	P136-139				氏名	西村 忠寿		
施策がめざす将来の姿	●安全で快適な道路環境が整い、歩行者や自転車、自動車が円滑に通行しています。				基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> 円滑に移動できる幹線道路整備では、都市計画道路の名古屋江南線、萩原多気線、北島藤島線、岩倉西春線など広域的な道路ネットワークを形成する幹線道路の整備は着実に進捗している。 桜通線については、道路詳細設計を実施し、用地買収を進めた。 安全・快適な道路環境の整備では、歩道が整備されていない市内全小学校通学路において、即効性の高い路肩のカラー舗装化により、歩行空間の簡易整備を実施済であるが、経年劣化により剥がれてきている部分があるため塗り直しを実施した。 道路、橋梁の維持管理の充実では、計画的な維持管理を行っている。橋梁においては、「岩倉市橋梁長寿命化修繕計画」、舗装においては、「岩倉市舗装修繕計画」に基づき修繕工事を実施した。 日常の道路パトロール等により、道路損傷箇所の早期発見・早期補修を実施し、道路を常時良好な状態に保つよう努めた。 							
目標値	基本成果指標			単位		基準値			現状値			目標値	算出根拠
	道路網の整備(自動車)に満足している市民の割合			%		年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	
					H25	69.6	68.8	65.3	72.5	—	—	73.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 円滑に移動できる幹線道路整備	道路の広さに満足している市民の割合	69.3%(H25)	—	—	70.0%	【指標数値の分析】 ・道路の広さに満足している市民の割合については、アンケート未実施。 ・都市計画道路の整備率については、目標値を達成できていないが、順調に事業の進捗を図っている。			○	
	都市計画道路の整備率	65.0%(H26)	75.0%	75.8%	76.6%					
① 幹線道路の計画的整備	市内の道路交通の円滑化をめざし、都市計画道路をはじめとした幹線道路の体系的かつ計画的な整備に努めます。					都市計画道路桜通線については、道路詳細設計を実施し、用地買収を進めた。 都市計画道路岩倉西春線については、構造物の設置が完了し、隣接する川井野寄地区工業団地の進捗に併せ工事を実施した。 愛知県においては都市計画道路名古屋江南線及び都市計画道路萩原多気線の整備を進めており、都市計画道路名古屋江南線は、中央分離帯の設置工事に着手し、令和3年度中の完成を目指している。また、都市計画道路萩原多気線については、埋蔵文化財発掘調査が必要となり、調査範囲を確定し、部分的に工事を実施した。 さらに、都市計画道路江南岩倉線の市北部地域については、事業化するための測量業務に着手した。		都市計画道路桜通線については、鋭意用地・補償を進めているが、店舗住宅が多く、移転先の選定に時間を要している。 都市計画道路岩倉西春線は、隣接する川井野寄地区工業団地の進捗に併せた整備が必要となっており、令和4年12月までに完成させなければならない。 都市計画道路萩原多気線については、工事実施可能な箇所から順次工事を進めており、早期完成を目指しているが、埋蔵文化財発掘調査が必要となったため、完成供用までに多くの時間を要することとなった。 岩倉市北部地域の都市計画道路江南岩倉線については、北部保育園や石佛墓地が都市計画道路内に入るため、移転先の選定や線形の検討が必要になる。	岩倉駅周辺の中心市街地に計画されている都市計画道路江南岩倉線については、事業着手の見通しが立っていない状況であるため、愛知県と事業手法を検討する必要がある。	○
② 都市計画道路の見直し検討	都市計画決定してから長年経っても整備の見通しが立たない路線や時代の変化によって変更が求められる路線などについて、費用対効果や広域的な道路ネットワークなどを勘案しながら、必要に応じて都市計画決定の見直しを検討します。					平成30年度に見直しを検討した結果、現時点では路線の見直しはないとの結論に至った。		特になし。	社会情勢の変化などにより変更が求められる都市計画道路の路線については、必要に応じて都市計画決定の見直しを検討する。	◎
(2) 安全・快適な道路環境の整備	通学路における歩道の整備率	98.8%(H26)	98.8%	98.8%	100.0%	【指標数値の分析】 ・通学路における歩道の整備率については、物理的に分離できないところについては路肩部分のカラー舗装化を実施し、直近の実績値は概ね目標値に近い。			○	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
① 歩行者・自転車の安全確保	歩行者の安全な通行を確保するため、歩道の設置に努めます。また、歩道設置の困難な道路では、路肩部分のカラー舗装化などを行い、安全な歩道整備に努めます。さらに、安全で快適な自転車利用環境の創出に努めます。					歩道が整備されていない市内全小学校通学路において、即効性の高い路肩のカラー舗装化により、歩行空間の簡易整備を実施済であるが、経年劣化により剥がれてきている部分があるため塗り直しを実施した。 カラー舗装について、令和2年度は、歩行空間の簡易整備 22㎡と塗り直し 228㎡を実施し、歩行者の安全性が向上している。		路肩のカラー舗装部分の劣化の補修や占用工事による復旧時など、安全な歩道環境の維持管理に努めることが必要である。	引き続き、安全な歩道整備に努める。	○
② 狭あい道路や行き止まり道路の解消	狭あい道路や行き止まり道路を解消し、防災能力がある利用しやすい生活道路としていくため、計画的な道路整備を進めるとともに、セットバックや交差点の隅切りなどに努めます。					平成29年度より、狭あい道路解消策としてセットバック部分の寄附条件を緩和し、窓口に案内を設置するほかセットバックの相談者等に寄附の働きかけを行った。 令和2年度はセットバック部分の寄附が1件、隅切り部分の寄附が1件あった。		対象となる地権者へ寄附をしてもらえよう更なる働きかけが必要である。	狭あい道路の解消策としてセットバック部分の寄附による方法をとるものとし、対象者へ積極的に働きかける。	○
③ 道路の防災対策・景観対策の推進	火災・震災などの防災対策として、幹線道路の計画的な整備や沿道のポケットパークの整備に努めます。また、より良い都市景観形成のため、道路緑化の推進や市内の幹線道路の無電柱化に努めます。					中心市街地において、延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路としての役割を担う都市計画道路桜通線については、平成26年4月に愛知県より都市計画事業としての事業認可を受けて事業に着手し、用地買収率は令和2年度末時点で約56%（1,148.28㎡）であり、事業進捗を図ることができた。		都市計画道路桜通線においては、防災対策と同時に岩倉駅へ接続する道路となるため、景観に配慮した整備が必要になる。 また、都市計画道路桜通線と同様に延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路としての役割を担う都市計画道路江南岩倉線については、現時点では事業着手の見通しが立っていない状況であるため、事業の必要性を訴え住民の気運を高めるとともに、愛知県と事業手法を検討する必要がある。 道路緑化については、幅員や構造により困難な箇所があることや、整備後の維持管理費が課題である。	円滑な事業進捗を図るためには、地元組織や関係権利者をはじめ、住民の気運を高めるとともに、愛知県と事業手法を検討する。 また、現在整備中の都市計画道路桜通線については、無電柱化を進め、道路緑化については、緑の基本計画に併せて検討していく。	○
④ 交通安全施設の整備	「防犯・交通安全」の再掲（P97）									
(3) 道路・橋梁の維持管理の充実	まわりの道路の舗装状況に満足している市民の割合	79.9% (H25)	-	73.4%	90.0%	【指標数値の分析】 ・橋梁長寿命化修繕計画や舗装修繕計画を策定し計画的に修繕を実施しているが、修繕必要箇所に対して維持修繕ができていない状況が原因と考えられる。目標達成に向け、事業進捗及び計画的な維持修繕を図る。			○	
① 計画的な維持管理の推進	限られた財源の中で、市民の財産である道路や橋梁を次世代に確実に引き継ぐことができるよう、効果・効率を重視した長期的な視点で、計画的に道路・橋梁の維持管理を推進します。					「岩倉市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、令和2年度は、八神橋、真光寺橋、幼川橋の補修工事を実施し、計画的な維持管理を行うことができた。 「岩倉市舗装修繕計画」に基づき、令和2年度は、市道南小学校南線の舗装修繕工事を実施し、計画的な維持管理を行うことができた。 また、幹線道路については、路面性状調査を実施し舗装修繕計画の見直しを行った。		引き続き、15m未満の橋梁の点検について経済的に点検できるよう検討する必要がある。 幹線市道舗装の路面調査について、定期的に行う必要がある。	「岩倉市橋梁長寿命化修繕計画」、「岩倉市舗装修繕計画」に基づいて計画を推進する。	○
② 危険箇所の早期発見と早期維持補修	道路を常時良好な状態に保ち、交通の安全確保と道路埋設物の保全を図るため、道路パトロールなどにより危険箇所の早期発見と早期維持補修を実施します。					日常の道路パトロール等により、道路損傷箇所の早期発見・早期補修を実施し、道路を常時良好な状態に保つよう努めた。 職員及び公共施設維持管理作業員により、道路パトロール、道路補修（穴埋め）、草刈・剪定作業及び施設の補修・清掃などの維持管理作業が適切に実施されている。		占用者等に対し、道路占用者会議や窓口等で舗装復旧等の指導を継続的に実施する必要がある。	引き続き、パトロール等により、交通の安全確保を図るとともに、道路占用者会議において、舗装復旧等の指導を徹底していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち			節	第3節 市街地整備			責任者	所属	都市整備課			
基本施策	市街地整備			総合計画書記載ページ	P140-143			氏名	西村 忠寿				
施策がめざす将来の姿	●市街地の都市基盤整備が進み、安全・安心で快適な都市環境・居住環境が形成されています。			基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	・中心市街地の整備では、都市計画道路桜通線の整備事業に着手している。 ・計画的な市街地整備・誘導では、市街化調整区域での都市計画法に基づく規制緩和により住宅供給の促進を図った。 また、地区計画として都市計画決定をした川井野寄工業団地地区では、愛知県企業庁をはじめ関係機関と調整し事業を進めている。								
	●中心市街地に賑わいが戻り、活気のあるまちになっています。												
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠		
					年度	基準値	H28	H29	H30	R1		R2	R2
	計画的・質の高い市街地整備や市街地形成に満足している市民の割合			%	H25	69.2	70.1	66.4	70.4	—		—	73.0
市街化区域率			%	H25	50.6	50.7	50.7	50.7	50.7	50.7	53.2		

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 中心市街地の整備	岩倉駅東地区の街並みが魅力的であると感じている市民の割合	12.4%(H22)	—	12.3%	28.0%	【指標数値の分析】 ・都市計画道路桜通線の整備に着手しているが、買収地が空き地となっており、中心市街地としての街並みが形成できていないことと、都市計画道路以外の道路については、狭あい道路が多くあることが、目標値と比較して低いものとする。				○
① 岩倉駅東地区市街地整備の推進	中心市街地の良好な居住環境の整備と都市防災機能の向上を推進するため、都市計画道路桜通線及び江南岩倉線の早期整備を図るとともに、街路整備に合わせた沿道の土地利用を推進します。また、岩倉駅東地区の再開発を核とした新しい商業・業務・サービス機能や利便性を生かし、都市機能の更新を図ります。					都市計画道路桜通線については、平成26年4月に愛知県より都市計画事業としての事業認可を受けて事業に着手し、用地買収率は令和2年度末時点で約56%（1,148.28㎡）であり、事業進捗を図ることができた。		街路整備に合わせた沿道における建築物の整備誘導については、地元権利者組織の岩倉駅東地区再生協議会とともに岩倉駅東地区のまちづくりの観点から今後、検討が必要である。 都市計画道路桜通線については、岩倉駅へ接続する道路となるため、景観に配慮した整備が必要になる。 都市計画道路江南岩倉線については、現時点で事業着手の見通しが立っていない状況であるが、事業の必要性を訴え、住民の気運を高めるとともに、愛知県と事業手法等を検討する必要がある。	都市計画道路江南岩倉線の事業化と併せ、沿道地域の整備手法を検討していく必要があるが、事業化にあたっては、土地区画整理事業等の面整備を行うことが必須となっており、岩倉駅東地区全体のまちづくり構造を検討し、改めて地元住民の合意を得て進めていく。	○
② 街なか居住の促進	都市計画道路沿線で建物の共同建替えなどを実施することにより、街なか居住を促進して中心市街地での定住化を図ります。また、歩いて生活できるまちづくりを基本として、より一層、人にやさしい都市空間を形成するため、主要な道路や公共施設にユニバーサルデザインの導入を推進します。					都市計画道路桜通線の整備は沿道の面整備を伴うものではなく、通常の用地買収方式で実施している。 新型コロナウイルス感染症の影響により、岩倉駅東地区再生協議会でのまちづくり勉強会などが実施できず、都市計画道路桜通線沿線のまちづくりの研究ができなかった。		都市計画道路桜通線沿線については、岩倉駅東地区再生協議会と街並みのイメージは共有しているが、今後、具体的にイメージしたまちづくりをするためにどのような手法とするかが課題である。 本線の整備については、岩倉駅へ接続する道路となるため、景観に配慮した整備が必要になる。 また、都市計画道路江南岩倉線については、道路だけの整備でなく、面的整備を含めた道路整備が必要なため、どのような整備手法とするかが課題である。	都市計画道路の整備に併せて、沿道のまちづくり等の事業手法を検討していく必要があるが、事業化にあたっては、土地区画整理事業等の面整備を行うことが必須となっており、岩倉駅東地区全体のまちづくり構想を検討し、改めて地元住民の合意を得て進めていく。	○
③ 岩倉駅前活性化のための組織の育成	岩倉駅前を中心としたまちの賑わいづくりのために、商工会等と連携しながら、商店街の人材育成をはじめ活力ある組織の育成・支援に努めます。					桜まつりが中止となり、商工会の「TOMOの会」による出店機会も無かった。		イベント以外における駅前活性化に向けて商工会等と連携し、検討が必要である。	商工会や地元の発展会と連携し、商店街の組織育成、人材育成に努めていく。	△
(2) 既成住宅市街地の再生										△

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
① 住宅市街地の居住環境の向上	市街化区域内における未利用地が点在している地区や狭小住宅地など基盤整備が不十分な地区における居住環境や防災機能の向上を図るため、計画的な生活道路の確保や未利用地の活用を促進します。				未実施		未利用地の有効活用等をはじめとする居住環境及び生活環境の向上については、具体的な施策が見出せていない。	個人所有の未利用地の活用は、市の施策として位置づけることが適切かは疑問であるため、第5次総合計画では削除。	△
② 空き家の利活用等の検討	「住宅」の再掲（P146）								
③ 狭あい道路や行き止まり道路の解消	「道路」の再掲（P138）								
(3) 計画的な市街地整備・誘導									
① 民間住宅地の開発・供給促進	個性と魅力あるまちづくりをめざし、地域の特性を踏まえた質の高い居住空間の整備や地域の発意と創意による住宅地づくりを進めるため、市街化区域内の未利用地等の活用を図るとともに、市街化調整区域においても都市計画法上の要件を満たしている地区では規制緩和を行い、住宅の供給促進を図ります。				平成24年度に市街化調整区域における都市計画上の規制緩和を市内4地区で実施し、令和2年度は5戸の住宅建設が行われた。 規制緩和区域では、これまで174戸の住宅が建設され、住宅の供給促進を図ることができた。		実行中の4地区以外では規制緩和となる条件を満たす区域がないため、今後の住宅施策については検討が必要である。	個人所有の未利用地の活用は、市の施策として位置付けることが適切であるか疑問であることや、市街化調整区域での規制緩和の要件を満たす区域がないため、第5次総合計画では削除。	○
② 計画的な市街化区域の拡大検討	住宅系や工業系の用途で市街化区域を拡大することが望ましい地区のうち土地所有者の基盤整備に対する合意形成等の諸条件が整った区域については、良好な住宅市街地の形成や環境にやさしい企業用地の確保を図る観点から、組合施行等による土地区画整理事業や地区計画等による計画的な市街化区域拡大の検討を進めます。				令和元年度に工業系の用途として、市街化調整区域である川井野寄地区に約9.3haの地区計画の都市計画決定を行った。		新たな住宅系・工業系の市街化区域の拡大については、第5次総合計画や都市計画マスタープランに基づき、今後の人口動向や社会情勢を見極めながら地権者の意向を踏まえ、具体的な区域などを検討していく必要がある。	第5次総合計画や都市計画マスタープランに基づいた住居系及び産業系の土地利用を図っていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち			節	第4節 住宅			責任者	所属	都市整備課			
基本施策	住宅			総合計画書記載ページ	P144-147			氏名	西村 忠寿				
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市民のだれもが安全・快適で住みやすい住宅で暮らしています。 ●宅地開発やマンション開発が適正に行われ、魅力ある居住環境が形成されています。 			基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの安全・安心の確保では、市営住宅の経年劣化した高架水槽の遮光塗装修繕を行い、適切な改修・維持管理に努めた。 また、木造住宅無料耐震診断の実施や耐震改修・解体への補助金の活用がされるよう啓発に取り組み、耐震化の促進に努めた。 ・優良な住宅供給支援では、子育て世代の不安や負担軽減を図るため、三世同居・近居支援補助制度を実施し、子育て世代の定住促進に努めた。 また、空き家バンクにより空き家が利活用されるよう努めた。 								
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠		
					年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
	市内の住宅の耐震化率			%	H25	80.3	-	-	88.1	-	90.5	95.0	・住宅土地統計調査

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 住まいの安全・安心の確保	木造住宅耐震化率	63.5%(H26)	80.9%	82.3%	95.0%	【指標数値の分析】 ・木造住宅耐震化率及び非木造住宅耐震化率については、昭和56年3月31日以前に建築された旧耐震基準の住宅が老朽化し、解体や建て替えが進んだことにより耐震化率が上昇しているものと考えられる。			○	
	非木造住宅耐震化率	94.4%(H26)	97.1%	97.2%	95.0%					
① 公的賃貸住宅の改修整備	高齢者・障害者に対応したバリアフリー化など、市営住宅の計画的、かつ適切な改修と維持管理を推進します。また、岩倉団地や県営住宅などの公的住宅についても、高齢者・障害者や子育て世帯に対応した改修整備を行うよう、関係機関への要請に努めます。					市営住宅は、全48戸のうち1階部分の12戸を対象に住民の退去時にトイレの手摺りの設置や浴室の段差解消など部分的にバリアフリー化を進めている。 また、経年劣化した高架水槽について、遮光塗装修繕を行った。 市営住宅は、退去時に合わせてバリアフリー改修を行っている。		市営住宅については、玄関先の段差解消ができないなど構造上、完全にバリアフリー化を施せる状況にない。岩倉団地や県営住宅についても同様の理由により改修が進んでいない。 また、市営住宅は岩倉市公共施設再配置計画において、将来的に廃止の方針を打ち出しており、今後の公的賃貸住宅に対する施策全体の方向性を検討する必要がある。	引き続き、市営住宅については、可能な範囲内で退去に合わせてバリアフリー化を進めていく。	○
② 民間住宅の耐震化の促進	民間住宅の耐震化を促進するために、市民の費用負担を軽減するための制度を検討するとともに、住宅耐震化の必要性や補助制度等を周知・啓発し、耐震化率の向上に努めます。					令和3年度から令和12年度の10年間を計画期間とし、住宅の耐震化の目標を97%とした岩倉市耐震改修促進計画を策定した。 耐震化を促進するため、木造住宅の無料耐震診断や改修、解体に対する補助制度について、職員による個別訪問や広報紙で啓発活動を実施した。 令和2年度は、耐震診断48件、改修2件、解体11件に対し補助を行った。		平成30年度の大阪府北部地震など大きな災害が発生したときは、関心の高まりとともに補助金の利用促進につながる傾向であるが、平時での耐震・減災への普及啓発が課題である。 耐震診断を受けても改修には高額な費用がかかるため、耐震改修までには繋がっていない。	引き続き、啓発活動を行いながら実施していく。	○
③ 住宅改善への支援	高齢者や障害者のための住宅改善制度の周知に努めるとともに、適切な住宅改善ができるようにリフォームヘルパーによる助言等の支援を実施します。					高齢者や障がい者のための住宅改善制度の周知に努め、高齢者等の身体状況に合った適切な住宅改善ができるようにリフォームヘルパーによる助言や、住宅改善に要する経費の補助を行った。 令和2年度においては、3件の補助をした。 (高齢者1件、障がい者2件)		引き続き制度の周知に努めていくことが必要である。	在宅介護を行う上での環境を整えるため、制度の周知に努め継続して実施していきます。	○
④ 高齢者の住み替えの支援	公的住宅の募集についての情報提供をするとともに、高齢者や障害者のための住み替え助成制度の周知に努めます。					高齢者や障がい者のための住み替え助成制度を、広報紙等により周知に努めた。		近年利用がないことから、制度の周知に努めるとともに、より効果的な事業のあり方を研究する必要がある。	制度の周知に努めるとともに、より効果的な事業のあり方を研究する。	△
(2) 優良な住宅供給支援	住宅用太陽光発電システム設置費補助件数	73件(H26)	13件	6件	60件	【指標数値の分析】 ・住宅用太陽光発電システム設置費補助件数については、令和元年度から住宅用太陽光発電システムの単独導入への補助を廃止しており、補助件数の実績は、住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムの一体的導入の件数である。現在は既存住宅における住宅用太陽光発電システムの一定の普及がされている状況であり、今後は環境省等			○	
	住宅用太陽光発電システム	8.3%(H26)	-	-	10.0%					

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
	を設置している世帯の割合					が推進しているネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の普及が見込まれ、主に新築住宅での設置が主流になると考えられる。				
① エコ住宅（省エネ住宅）の供給支援	環境への配慮のために、住宅用太陽光発電システムの利用を促進するとともに、省エネルギー・省資源に配慮し、緑を積極的に取り入れたエコ住宅など、環境や人にやさしい住まいに関する啓発や情報の提供に努めます。					住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムの一体的導入に加え、単独補助では、家庭用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システム及び家庭用燃料電池システムの設置費を補助した。		愛知県や近隣自治体では、補助対象となる設備が他にもあるため、それらの実績から需要をつかみ、今後の補助メニューの検討に生かす必要がある。	引き続き、補助を継続する。補助金制度の周知とともに、ZEH住宅の情報提供を行う。ZEHの導入に対する補助を新たに行う。	○
② 子育て支援住宅の供給促進等	人口減少時代においても住宅都市として持続的に発展させていくため、子育て世代を対象とした地域優良賃貸住宅制度をPRするなど、子育て世帯向けの優良な賃貸住宅の供給促進に努めるとともに、子育て世代に着目した移住・定住や住み替えを促進するための事業を検討します。					子育て世代の不安や負担を軽減することで、若年層の定住人口を増やし、将来にわたって活気あるまちづくりにつなげるため、子育て世代が新たに三世同居または近居するための住宅の新築や購入などにかかる経費の補助を行った。 令和2年度は同居11件、近居8件の補助を行った。		三世同居・近居支援事業補助金は、三世代での市内在住が要件であるため、岩倉市に今まで縁のなかった子育て世帯のみでも転入してもらえるような定住促進施策を検討する必要がある。	子育て世代が定住してもらえるよう住宅施策を含め、新たな定住促進策を検討する。	○
③ 空き家の利活用等の検討	人口減少社会時代に対応した住宅地の持続的な発展をめざし、住み替え支援による若い世代の移住・定住促進や安心・快適に暮らし続けられる居住環境づくりを推進するため、空き家の利活用や危険な空き家対策等について検討します。					市内にある空き家等の有効活用及び定住の促進を図るため、ホームページにより空き家バンクへの登録物件の募集を行った。 また、旧耐震基準である空き家の解体に対する補助制度を平成30年度に新設し、令和2年度は10件の補助を行った。		平成29年12月に空き家バンクを開設して以来、登録物件が1件と少なく、その1件についても成約までに至っていない。	空き家の解体補助や空き家のセミナー（相談会）により引き続き、空き家対策等を実施していく。	○
（3）魅力ある住環境の形成									△	
① 住宅市街地の住環境の向上	「市街地整備」の再掲（P142）									
② 民間住宅地の開発・供給促進	「市街地整備」の再掲（P142）									
③ 住宅地の緑化促進	「公園・緑地」の再掲（P74）									

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第5節 景観形成	責任者	所属	都市整備課					
基本施策	景観形成	総合計画書記載ページ	P148-150	氏名	西村 忠寿						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●都市として魅力ある街並みが形成され、まちに愛着や誇りを持つ市民が増えています。 ●うるおいややすらぎを感じる自然や歴史との調和がとれた景観があるまちになっています。 	基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	・身近な景観づくりでは、市民団体「ふれあい花の会」へ委託し、名鉄岩倉駅周辺や五条川左岸法面への花苗の植付け、市民グループによる公共施設での花苗の維持管理など身近な生活環境の中に潤いのある都市環境を創出するため、花のあるまちづくり事業を推進した。また、市民違反広告物簡易除去活動員制度として、市民と協働し、違反広告物の除却に取り組み、街の美化活動に努めた。								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠			
	街並みや沿道などの景観に満足している市民の割合	%	年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2	・市民意向調査、市民アンケートによる
			H25	72.7	73.1	70.8	75.1	-	-	75.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
(1) わかりやすく、岩倉らしい景観の創出									△
① 公共施設等のデザインの向上による先導的な景観形成	地域における自然、歴史、文化等、地域の特性にふさわしい公共施設整備に努めます。					特に実施していない。	特になし。	公共施設整備にあたっては、景観を意識したデザインの検討に努める。	△
② わかりやすい系統的なサインの整備と適正管理	まちの中をより歩きやすくし、市民や来訪者がまちの魅力を発見できるように、市内の複数か所に五条川までの距離を示すサインを整備するなど、わかりやすい、系統的なサインの整備に努めるとともに適正な管理を行います。					駅前広場や五条川健幸ロードなどのサインの管理を行っている。	五条川健幸ロードへのサインの整備が完了したため、五条川健幸ロードへの誘導も含めたサインの整備について検討する必要がある。	五条川健幸ロードへの誘導も含めたサインの整備について、設置箇所等の具体的な検討をする。	△
③ 緑の保全・育成	「公園・緑地」の再掲（P74）								
④ 五条川の景観整備の推進	市民の誇りとなるような親しみがあり美しい景観の形成という観点から、五条川の水辺環境の保全・整備や五条川桜並木の保全・再生、五条川沿いの散策環境の整備・充実を進めます。					五条川右岸の大市場橋南の堤防道路整備のため、用地買収を実施した。 岩倉五条川桜並木保存会と協働し、桜への施肥、枯れ枝・腐朽枝などの剪定、後継木の育成のためのひこばえ保存、さらにはベッコウタケ調査を継続して行った。 また、密植状態の桜の間引き伐採をすることで、貴重な観光資源である桜の保全に努めることができた。 桜の植栽については、既に河川占用許可を受けている桜の修繕として、後継品種であるジンダイアケボノ4本の植え替えを行った。 新聞報道の影響もあり、南部中学校で桜並木の保全を目的とした募金活動が行われるなど、市民とともに桜を守る気運を高めることができた。	本市の桜は、まちなかを中心に過密状態にあり、適正管理のためには伐採が必要である。 全体的な植え替えを進めるには、相当な経費が必要となる。	愛知県が整備する護岸工事の際に、愛知県と共に桜の植樹について協議を行う。 引き続き、岩倉五条川桜並木保存会と協働して、観光資源である桜の保全・管理を行っていく。 桜の長寿命化に向けて、樹木医の診断をもとに桜の間引き作業を行っていくとともに、植え替え、ひこばえの育成についても随時進めていく。 また、財源確保の方法についても検討していく。	◎
⑤ 岩倉街道沿いの街並み形成	岩倉街道の歴史を感じさせる街並み景観を大切にしたい沿道建築物の建替えを促進するなど、岩倉街道の街並みの再生に努めます。					特に実施していない。	岩倉街道沿道の建築物の建替えについては、都市計画道路江南岩倉線の事業化に向け、面的整備を含めた整備手法の検討が必要である。	景観計画の策定など景観誘導するまでの施策は実施しない。	△

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
⑥ 田園景観の保全	市街地周縁部の田園風景を保全するため、農地の保全・活用を進めるとともに、鎮守の森、社寺境内等の樹木など既存の緑の保全に努めます。					優良農地を保全するため、農業振興地域整備計画に基づき、農地の保全・流動化促進に努め、市内全域の遊休農地の調査・解消、無断転用の指導を行った。 また、岩倉市農地バンク制度などを介して、担い手やJA 愛知北アイファームへ徐々に農地の集積が進んでいるとともに、多面的機能支払交付金制度を活用した地域による農地保全活動も行われている。		今後、相続等により、農業未経験者に農地所有権が移転し、その結果、遊休農地が増える可能性がある。	田園風景の保全と農地のもつ多面的な機能の維持・発揮について、地元住民の意向を確認しながら進めていく。	○
(2) 身近な景観づくり	屋外広告物撤去数	40 枚(H26)	6 枚	24 枚	30 枚	【指標数値の分析】 ・屋外広告物撤去数については、年により増減はあるが、インターネットの普及により貼り紙等の屋外違反広告物自体は減少傾向であり、違反広告の掲示方法が屋外広告からインターネットでの広告やフィッシングメールへ移行していると推測される。 ・花のあるまちづくり事業で管理する公共施設数については、「ふれあい花の会」の会員の高齢化による減少等から増加は見込めないと考えられる。				○
	花のあるまちづくり事業で管理する公共施設数	25 か所(H26)	23 か所	23 か所	30 か所					
① 屋外広告物の適正化	地域の良好な景観形成を図るため、愛知県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の適正な規制・誘導を図ります。					違法な屋外広告物は発見次第、所有者に撤去や是正を求めており、良好な景観形成に努めた。 職員による定期巡回を行うとともに、違反屋外広告物簡易除却活動員制度による登録団体の取組の結果、違反広告物は減少している。		特になし。	引き続き、屋外広告物の適正化に努める。	◎
② 景観意識の高揚	良好な街並みの景観形成や、うるおいのあるまちづくりに寄与するなど、良好な地域環境の形成に貢献していると認められる建築物や街並みなどの表彰制度を検討し、市民と行政が一体となった都市景観の啓発に努めます。					愛知県において、毎年度「まちなみ建築賞」を実施しているため、良好な景観を形成するような建築物があれば推薦を行っている。		該当物件がないため、推薦をしていない。 また、市が地区計画等を定めるなど景観誘導を行っていくことも可能であるが、意匠などに制限をかけることになる。	地区計画等を定めるなど景観誘導するまでの施策は実施しない。	△
③ 美化活動の促進	快適でうるおいのある都市景観を創出するため、市民との協働により花のあるまちづくり事業を推進します。また、地域の景観を維持するために市民の協力により行っている違反広告物の撤去など、さらに市民との協働を推し進めながら美化活動を促進します。					花のあるまちづくり事業は、市民ボランティア団体である「ふれあい花の会」に委託しており、岩倉駅周辺等を花草で飾ることにより、花いっぱいのもちづくりを推進することができた。 違反広告物の撤去については、市と屋外広告物簡易除却団体とともに実施している。近年は、貼り紙などの違反広告物も少なくなっており、景観づくりに効果を上げている。		特になし。	引き続き、花のあるまちづくり事業や違反屋外広告物の撤去に当たっては、市民との協働により進めていく。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち				節	第6節 上水道				責任者	所属	上下水道課		
基本施策	上水道				総合計画書記載ページ	P151-153				氏名	秋田 伸裕			
施策がめざす 将来の姿	●サービスがよく健全な水道事業が運営され、安心して飲める良質な水が安定的に供給されています。				基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・安心で安定的な供給では、定期的な水源の点検と水質管理を毎日実施したことで、適切な維持管理の水準を保持し、安全で良質な水道水の供給ができています。 また、岩倉団地内の配水管布設替え工事を実施し、老朽管の更新を図った。 ・災害対策の充実では、耐震性に優れた水道管の布設替え工事を計画的に実施することで、耐震化率が着実に向上している。 ・運営基盤の強化では、民間委託の効果により収納率が向上し、配水施設の効率的な維持管理が実施されている。 ・将来に渡って住民サービスを安定的に提供していくために、投資と財政の見通しを検証し、今後10年間で取り組むべき内容や経営の考え方を示す中長期的な基本計画である経営戦略を策定した。 								
	基本成果指標					単位	基準値			現状値			目標値	算出根拠
	安全で安定した水道水の確保に満足している市民の割合					%	年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	
安全で安定した水道水の確保に満足している市民の割合				%	H25	86.0	92.4	88.6	88.0	-	95.3	90.0	・市民意向調査、市民アンケートによる	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 安心で安定的な供給	有収率 (%)	92.1% (H26)	89.8%	88.6%	94.7%	【指標数値の分析】 ・有収率については、道路漏水の件数が増加していることから、配水量と料金収入のあった水量との比率である有収率が下落している。				◎	
① 水資源の確保	自己水源は、安定給水や危機管理面でも有用な資源であることから、適切な維持管理による保全を図ります。また、水需要を的確に把握し、自己水源からの取水と県営水道からの適正な受水を図ります。					水源の機械設備の点検を定期的に行い、不具合箇所を早期発見及び修繕に着手し、適切な維持管理の水準を保持できている。 また、自己水源の過大な汲み上げによる井戸崩れなどがなく、自己水源からの取水と県営水道からの受水をバランスよく配水するため、毎日配水量の調整及び確認を行い、県営水道の承認基本給水量である1日11,400m ³ を超過することなく適正な受水を図ることができた。			大規模な渇水時には県営水道からの受水に制限を受けることになるので、非常時にも対応できるように現状を維持し、自己水源を長期的に使用するための適切な管理が必要となる。	引き続き、安全で良質な水道水の供給を図るため、自己水源の適切な維持管理を実施する。	◎
② 水道施設の計画的な整備・更新	配水管整備事業計画に基づき、水量・水圧不足解消のための配水管拡張やブロック化等を推進するとともに、効果的な漏水調査の実施により有収率の向上を図ります。また、水源等施設の定期的な点検と的確な状況把握により計画的な更新を推進します。					平成28年度に策定した第4期配水管整備事業計画に基づき、老朽化が進んでいる岩倉団地内の配水管について、布設替え工事を実施した。 配水管等の破損に伴う漏水件数が増加しているが、緊急措置として対処的に修繕を実施している。 水源施設の設備更新では、岩倉市配水場の受変電設備改修工事を実施した。			岩倉団地内の配水管延長が約2.2キロメートルであることから全体の更新整備が完了するまでに期間を要する。 計画的に管路の更新事業を進めることで、有収率を高いレベルで維持し、水道施設を適切に維持管理する必要がある。	安定で良質な水道水の供給を図るため、水道施設の更新について計画的に実施していく。 漏水調査を実施し、調査によって判明した漏水箇所を早期に修繕することで下落傾向にある有収率の低下を防ぐ。	○
③ 水質管理の充実	適切な浄水処理や水質監視の強化を図るとともに、給水栓までの水質管理を的確に実施することにより、安全で良質な水道水の供給を推進します。					12か所ある水源施設の点検と水質管理を毎日実施した。給水栓で水質基準を超過している項目はなく、安全で良質な水道水を供給できている。			特になし。	引き続き、安全で良質な水道水を供給する。	◎
(2) 災害対策の充実	管路耐震化率 (%)	29.6% (H26)	34.8%	35.8%	35.5%	【指標数値の分析】 ・基幹管路を含む管路全体の耐震化率は、計画的に実施したことにより向上している。				◎	
① 被害発生抑制	発生が懸念される大規模な地震災害での断水被害を最小限に抑えるため、幹線管路のネットワーク化や耐震化計画に基づく効果的な耐震整備を図り、災害に強い水道施設の構築を推進します。					基幹管路については、鈴井町、西市町、八軒町、井上町地内で工事を実施した。これにより、名古屋江南線から西側のルートについては、県の道路工事にあわせて実施する一部の箇所を除いて工事が終了した。 基幹管路を除く配水管については、第4期配水管整備事			効果的に事業を進めていくには、県の道路事業等との調整が必要となる。 近年における人件費及び資材費等の単価の上昇により、工事の延長が伸びていない状況となっている。管路の耐震化を推進	引き続き、災害に強い水道施設を構築するために、水道管の耐震化を進める。 基幹管路は、岩倉市配	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
						業計画に基づき、岩倉団地内の一部について布設替え工事を実施した。 これらの結果、基幹管路の耐震化率は44.7%、配水管の耐震化率は35.2%、管路全体の耐震化率は35.8%となった。	するために事業計画の見直しを検討する必要がある。	水場より東側のルートを中心に工事を進める。	
② 応急給水の充実	災害等による大規模な断水には、水道事業地震防災応急対策要綱や各種マニュアルにより、応急給水や施設復旧に向けて迅速かつ効率的に行動ができるよう訓練を強化するとともに、内容の充実や見直しを適切に行います。また、応急給水用資器材の整備と近隣事業者や関係機関との連携強化により災害対応能力の向上を図ります。					<p>応急給水訓練として毎年実施している市の総合防災訓練及びBCP訓練は、新型コロナウイルス感染対策のため未実施となったが、より迅速・的確に応急給水活動が実施できるよう非常時優先業務（BCP）の内容について一部見直しを行った。</p> <p>愛知県と共同で実施している支援連絡管の操作訓練は予定通り実施し、バルブ操作等について手順の確認を行った。</p> <p>非常用飲料水容器については給水戸数22,000戸に配布することを目的に毎年1,000個購入しており、令和2年度末までで在庫は18,000個となった。</p>	非常用飲料水容器が全世帯をカバーできていない状況であり、引き続き購入し備蓄する必要がある。	引き続き、巨大地震等の大規模災害に備え、応急給水の充実を図る。	◎
(3) 運営基盤の強化	現年度収納率 (%)	98.5% (H26)	97.9%	99.0%	98.8%	<p>【指標数値の分析】</p> <p>・転居した未納者の追跡調査や分納折衝を行うなどの取組みにより高い収納率を維持している。</p>			◎
① 経営の健全化	水道料金の適正な設定や業務の一部民間委託等による効率化・合理化、運営体制の強化などにより経営改善を図り、健全な水道事業を推進します。					<p>業務の効率化と安全な水を継続的、安定的に供給するために検針徴収総合業務と配水施設等運転管理業務の民間委託を平成20年度から実施している。</p> <p>委託業者とは、収納率向上のために、未納者に対する給水停止処分の検討や安定した水道水を供給するために、配水施設の効率的な運用方法について毎月打合せを実施した。</p> <p>検針徴収総合業務では、収納率が着実に向上しており、配水施設等運転管理業務では、日々の点検業務が適切に実施され、専門的な技術や経験を活かした効率的な維持管理が実施されている。</p> <p>閉栓手続きが行われず、水道料金が未納のまま転居していく利用者への対応として、住民情報の取得と追跡調査を行い、未納分の一部を徴収した。</p> <p>将来に渡って住民サービスを安定的に提供していくために、投資と財政の見通しを検証し、今後10年間で取り組むべき内容や経営の考え方を示す中長期的な基本計画である経営戦略を策定した。</p>	未収金対策を強化し、収納率を向上させていく取組が必要となる。 老朽化した水道施設の更新に多額の費用が必要となるため、財源の確保を含めた施設の活用方法や料金改定について検討していく必要がある。 新型コロナウイルス感染症関連に伴って水道料金を猶予している利用者について、現状を的確に把握する必要がある。	引き続き、水道事業の基盤強化と効率的な運営の実施を推進することから、民間委託業務を行う。 転居した未納者に対し住民情報の取得を行い、追跡調査と料金徴収業務に取り組む。 経営戦略に基づき、水道施設の更新に必要な財源を確保し、着実に施設の更新を実施していく。 また、安全で良質な水道水を供給するため、経営の継続的な黒字化を図る。	◎
② 利用者サービスの向上	多様化する利用者ニーズを的確に把握し、開閉栓手続や料金支払等の利便性向上をめざすなど、きめ細かなサービスの充実を図ります。また、経営状況などをわかりやすく情報提供し、利用者の視点に立った信頼される水道事業を推進します。貯水槽水道については、安全性確保のため管理指導と情報提供を促進します。					<p>民間企業の経営手法と専門的管理により、きめ細かな管理を実施している。</p> <p>水道事業の経営状況は年に2回、貯水槽水道の適正管理の方法は年に1回、広報紙に掲載し、市民に対し情報提供を行った。</p>	利用者サービスの向上を図るため、多様な支払い方法について検討する必要がある。	引き続き、コンビニ収納、口座振替受付サービス及び閉栓時の現地清算を実施し、利用者サービスの維持向上に努める。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち	節	第7節 下水道	責任者	所属	上下水道課					
基本施策	下水道	総合計画書記載ページ	P154-156		氏名	神山 秀行					
施策がめざす 将来の姿	●五条川や水路の水質が改善され、衛生的で生態系豊かな水環境となっています。		基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・公共下水道事業の推進では、令和7年度までの下水道整備計画であるアクションプランに基づき面整備を進め、下水道整備率は令和2年度の目標値を達成した。 また、下水道管の補修など適切な維持管理に努めており、市民アンケート調査で「生活排水処理に満足している市民の割合」が令和2年度の目標値を上回るといった成果が現れている。 将来に渡って住民サービスを安定的に提供していくために、投資と財政の見直しを検証し、今後10年間で取り組むべき内容や経営の考え方を示す中長期的な基本計画である経営戦略の策定を行った。 ・下水道事業に対する理解促進では、広報紙やホームページによる意識啓発を行った。							
	基本成果指標			単位	基準値	現状値		目標値	算出根拠		
	生活排水処理に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H28	H29		H30	R1
下水道整備率		%	H25	75.5	-	79.9	78.9	-		86.3	78.0

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 公共下水道事業の推進	汚水処理人口普及率	74.9%(H26)	82.2%	84.3%	86.3%	【指標数値の分析】 ・汚水処理人口普及率については、下水道の面整備を計画的に行い供用開始面積が増加しているため順調に推移しているが目標値には届かなかった。 ・供用開始区域内での接続済人口は増加している。しかし、水洗化率については、整備を推進している状況では供用開始区域内人口も増加するため上昇しづらい。			○	
	水洗化率	89.1%(H26)	88.4%	88.8%	90.1%					
① 公共下水道の整備と維持管理の推進	下水道普及率の向上をめざして、五条川右岸公共下水道事業の計画的な整備を図り、下水道整備区域の拡大に努めるとともに、下水道管の点検や清掃、補修整備などの計画的な維持管理を行い、施設の機能維持に努めます。					令和元年度から繰越した本町、東町、中野町の一部1.2haの公共下水道の整備について、工事を完了した。 また、新たに本町、中本町、東町、中野町の一部8.7haについて、公共下水道の整備を進め完了した。令和2年度末の五条川右岸処理区の整備面積は、272.0haとなった（計画面積434ha）。		先行する幹線管きよ等の地質調査結果や施工状況から、今後工事を予定している市の北部では、固い玉石混り層が浅いところから出てくることが分かっているため、今後も工事費の増大が見込まれる。 また、今後整備を予定している東町、神野町、石仏町では、五条川右岸堤防道路や県道が特殊な舗装であるため、舗装復旧費の増大が見込まれる。	アクションプランに基づき、コスト削減を図りながら、確実に整備を進める。 テレビカメラ調査や管更生及び亀裂補修を計画的に実施し、適切な維持管理に努める。 また、主要な管きよについては、事業計画及びストックマネジメント実施方針に基づき、適切に維持管理していく。	○
② 公共下水道への接続促進	公共下水道整備による水質保全などの事業効果を高めるために、公共下水道の必要性について啓発するとともに、融資あっせん制度（利子補給制度）の活用をPRし、供用開始区域における宅内排水設備の設置及び公共下水道への早期接続を促進します。					近年下水道が使えるようになった区域を中心に、接続促進のための戸別訪問を1回、郵送による案内を1回行った。 工事説明会（3回）で、下水道の必要性や融資あっせん制度をPRした。 訪問後翌年度までに接続した率が、過去3ヵ年平均で11.6%であった。 融資あっせんの申し込みは、実績なし。		資金不足、浄化槽が新しい、高齢世帯、空き家（古い借家、アパート）等の理由により、下水道の接続に消極的な家屋所有者に対して、他自治体の事例等を調査し、有用な手段を見つける必要がある。	引き続き、定期的に戸別訪問を実施する。	○
③ 合併処理浄化槽との併用	公共下水道事業の計画区域外の地域については、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替を促進し、河川や排水路の水質改善に努めます。					広報紙とホームページ、愛知県による啓発チラシ等を活用し、合併処理浄化槽への転換を促進した。併せて、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の周知に努めた。		合併処理浄化槽設置整備事業補助金は、令和2年度の申請が0件であった。引き続き制度の周知を図っていく。	国や県との連携を深め、引き続き合併浄化槽への転換を呼び掛けていく。補助金制度の周知も広く実施していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
④ 経営の健全化	汚水処理をするための維持管理コストの軽減について県に働きかけるとともに、下水道使用料や受益者負担金の収納率の向上に努めます。また、適正な下水道使用料の設定に向けて、公営企業会計への移行を検討します。					<p>受益者負担金の収納率向上のために、滞納対策として、電話での督促、一斉徴収を1回実施し、催告書を2回送付した。</p> <p>将来に渡って住民サービスを安定的に提供していくために、投資と財政の見通しを検証し、今後10年間で取り組むべき内容や経営の考え方を示す中長期的な基本計画である経営戦略の策定を行った。</p>		<p>岩倉市の下水道事業は、維持管理費を下水道使用料で賄えていない。</p> <p>流域下水道の維持管理コストの軽減について、継続して県に働きかける等、下水道事業の効率的な運営を図るとともに、策定した経営戦略に沿って、愛知県が主体となって進めている流域下水道の共同汚泥処理体制への参画を検討し、適正な使用料体系への改定に向けての検討を行う必要がある。</p>	<p>引き続き、収納率の向上に努める。</p> <p>愛知県が主体となって進めている流域下水道の共同汚泥処理体制への参画を検討する。適正な使用料体系への改定に向けて検討を行う。</p>	○
(2) 下水道事業に対する理解促進	下水道出前講座・見学会参加者数	35人(H26)	19人	0人	150人	<p>【指標数値の分析】</p> <p>・下水道出前講座・見学会参加者数については、下水道出前講座は実績がなく、見学会参加者数は0人となっている。</p> <p>また、見学会は浄化センターの見学会であり、市が直接関与できないため、大きな増加は難しい。</p>			○	
① 広報活動の充実	生活雑排水に対する配慮を促すために下水道利用者に情報提供や意識啓発を行うとともに、下水道の必要性や維持管理の重要性、水質調査の結果などを広報紙やホームページ、工事説明会などを通じて積極的にPRし、下水道事業への理解促進に努めます。					<p>9月10日の下水道の日に合わせて、広報紙で生活雑排水に対する理解を呼びかけた。</p> <p>五条川の水質調査の結果をホームページに掲載し、下水道の必要性についてPRした。</p> <p>工事説明会等でパンフレットを配布し、適正管理など維持管理の重要性についてPRした。</p>		<p>維持管理の重要性についてさらにPRする必要がある。</p>	<p>引き続き、広報紙やいわくら市民ふれ愛まつりを利用して意識啓発を図る。</p>	○
② 五条川右岸浄化センターに係る環境対策事業	五条川右岸浄化センター周辺地域の生活環境の保全をめざし、環境対策事業の充実を県に働きかけるとともに、施設を利用した見学会や水処理のしくみを理解するための機会を設けて、市民の水環境に対する正しい認識が深まるように努めます。					<p>環境保全のため、地元代表者、学識経験者らで構成する第三者委員会を2回開催し、五条川右岸浄化センターの管理運転状況や臭気等の測定結果、岩倉市の下水道の接続状況を説明した。そのうち1回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催とした。</p>		<p>学校や官公庁関係の見学会は毎年何回も行われるが、民間団体の見学会は回数が少ない。</p>	<p>引き続き、関係部署や浄化センターと協力し、施設見学等の機会を設ける。</p>	○